

産業

市内で新たに創業する方へ 大田原市起業再出発支援事業

市では、平成24年4月1日から、中心市街地の活性化およびその他の商店街等地域の振興を図るため、大田原市起業再出発支援事業補助金を設け、新たに空き店舗に出店する方を支援します。商工会議所等を経由して事前協議等の手続きを経ることにより、各地域の活性化に高い波及効果が期待できると判断した事業を採択し、補助金を交付します。

●補助対象者

昼間の営業を目的とし、物販業、飲食業、サービス業等中心市街地及びその他の商店街等地域に適した業を営む店舗（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種などを除く）または事務所等を開業などする方で、次の各号のいずれかに該当する方

- ① 対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する方（店舗開業者）
- ② 自ら所有する空き店舗を改修する方（店舗所有者。同一の店舗所有者の同一補助金の交付は、1回に限る）
- ③ 商店街団体等が形成されている区域において10年以上継続している対象店舗（事務所を除く。以下「既存店舗」といふ）を営業している方（既存店舗営業者）で、当該店舗を改装および改修する方

※市税などの滞納がない、2年以上営業することが見込まれ1週間あたり4日以上営業する、商工会議所の会員になることなど、その他の条件もあり

●補助対象経費など

補助の対象となる経費及び補助率は左表のとおりです。（補助金の額に10000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）

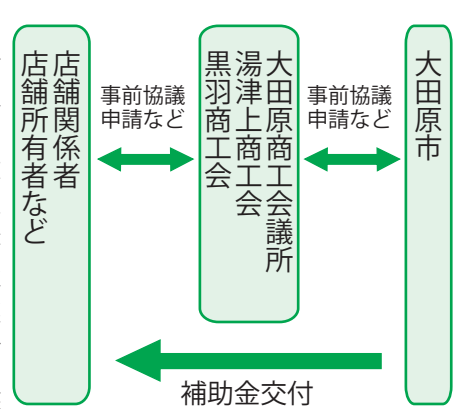
対象地域	中心市街地			その他の商店街等地域		
	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者
対象経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改修に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改修に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費
補助率	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3	上記経費の1/3
限度額	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円	30万円

※「中心市街地」においては、平成29年3月31日まで、それ以降は「その他の商店街等地域」に準ずる。

●申し込み

補助金の交付を受けようとする方は、関係書類を添えて、商工会議所などを經由して商工観光課に事前協議や申請などをします。補助

イメージは、次のとおりです。



※これまでの大田原市事業再開奨励金は、大規模小売店舗立地法に定められた基準面積に該当する場合に適用することとしますが、事業開始後1年未満の方については、従前どおり申請を受け付けます。

■問い合わせ

商工観光課 商業振興係
TEL (23) 8709

平成24年度前期 危険物取扱者試験および 受験準備講習会のご案内

《危険物取扱者試験》

●試験の種類 ①甲種、②乙種（第1類〜第6類）、③丙種

●日時 6月10日（日）

午前9時集合

午前9時30分試験開始

●場所 県立那須清峰高等学校
（那須塩原市下永田6-4）

●試験手数料 ①甲種 5000円

②乙種 3400円

③丙種 2700円

●受付期間 4月9日（月）〜4月20日（金） 午前8時30分〜午後5時（土・日曜日は除く）

●申込方法 受験する試験の種類ごとに必要な書類をそろえ、受付期間内に大田原地区広域消防組合消防本部予防課に直接申請。なお、受験案内、受験願書は、大田原地区広域消防組合で配布しています。

●電子申請について 試験の電子申請（インターネット申請）が可能になりました。詳細は左記ホームページをご覧ください。

財団法人消防試験研究センター
http://www.shoubo-shiken.or.jp

《受験準備講習会》

●対象 乙種第4類受験者

●日時 5月8日（火） 午前9時30分〜午後4時30分

●場所 金田北地区公民館（市野沢1988-1）

●定員 100名（受付期間中でも定員になり次第締め切ります）

●受講料 2000円（教本込み）

●受付期間 4月9日（月）〜4月20日（金） 午前8時30分〜午後5時（土・日曜日は除く）

●申込方法 受講料を持参のうえ、受付期間内に大田原地区広域消防組合消防本部予防課に直接申請。

●申し込み・問い合わせ

大田原地区広域消防組合消防本部予防課

TEL (22) 3016

消防署黒羽分署

TEL (54) 1144

消防署湯津上分署

TEL (98) 3235

27 広報 おおたわら 平成24年4月1日号